意　見　書

この意見書は、平成28年3月17日に全会一致で可決された後、関係官庁等へ送付しました。

※意見書とは、市だけの努力では解決できない公共の利益に関する問題について、市議会の意思をまとめて国や県に要望するものです。

精神障害者の交通運賃割引制度の拡充を求める意見書

障害者に対する交通運賃割引は、身体障害者については旧国鉄時代の昭和25年から、身体内部障害者は平成2年から、知的障害者は平成3年から実施されてきた。運賃割引を実施している交通機関等事業種は現在、ＪＲ、民間鉄道、航空、旅客船、バス、タクシーのほか、高速道路に及んでいる。

しかし、精神障害者については、平成9年～10年当時、精神障害者家族の全国団体が主としてＪＲ運賃割引を求めて大規模な署名運動を実施しているが、割引は実現せず、以後、全国的には一部の路線バス、民間鉄道などが割引を行うようになったものの、精神障害者を除外するという差別の体制は基本的に変わっていない。

精神障害者家族会の全国組織である全国精神保健福祉会連合会が実施した精神障害者に対するアンケート調査結果（回答者約4,800人）によると、精神障害者の1カ月の平均収入は約6万円、無年金者は約20%に上った。そして、交通費の負担が大変なため、「作業所に行くのをやめた」「どこにも出かけないようにしている」「外出は自転車で行ける範囲」という深刻な実態が明らかになった。

近年、障害者関係の法制は集中的に整備され、とりわけ平成26年2月に政府が批准した国際法・障害者の権利に関する条約はその第20条で「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること」と明記し、第4条で「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置をとること」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」とうたっている。

精神障害者の自立や社会参加の機会をより一層推進するためにも、障害者の交通運賃割引制度の対象から精神障害者だけを除外することなく、上記の障害者の権利に関する条約の理念や趣旨に沿うべきであると考える。

よって、国においては、精神障害者にも身体障害者及び知的障害者と同等に交通運賃割引が速やかに実現するよう強く要望する。

第２回臨時会を開催しました！

第２回臨時会は、４月18日に開催されました。

この臨時会では、平成28年４月１日から駿東伊豆消防組合規約が施行されたことに伴い、同規約第６条第１項の規定に基づき、同組合議会の議員５人の選挙を行いました。

また、「専決処分の報告及びその承認（沼津市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正）」ほか２件の議案を審議し、いずれも原案のとおり可決されました。

※臨時会とは、定例会のほかに、臨時の必要がある場合、特定の事件に限ってこれを審議するために臨時招集される議会のことです。

沼津市議会選出の駿東伊豆消防組合議会議員

尾藤　正弘　　片岡　章一
植松　恭一　　梶　泰久
渡邉　博夫